

みやざき行財政改革プラン (第四期)

令和5年6月
宮崎県

目 次

(ページ)

第1	行財政改革の基本的な考え方	
1	これまでの行財政改革の取組	1
2	本県を取り巻く状況	2
3	今後の行財政改革の取組	4
	(1) 基本理念	4
	(2) 改革プログラム及び財政健全化指針	4
4	行財政改革の推進期間	5
5	行財政改革の推進体制	5
第2	改革プログラム	
1	県政運営を支える行政基盤の構築と人材づくり	6
	(1) 簡素で効率的な行政組織等の整備	6
	(2) 信頼性を高める行政運営	14
	(3) 県政運営の透明性の確保	17
	(4) 県政を担う人材の育成・確保	21
2	多様な主体との連携と県民目線のサービスの提供	25
	(1) 多様な主体との連携・協働	25
	(2) 市町村等との連携	29
	(3) 県政情報の発信と県民ニーズの把握	31
	(4) 県民サービス・利便性の向上	34
3	行政のデジタル化と働き方改革の推進	36
	(1) 行政サービスのデジタル化の推進	36
	(2) ICTの活用等による業務効率化	39
	(3) 全ての職員が働きやすい職場環境づくり	41
4	健全な財務基盤の構築と資産の有効活用	46
	(1) 自主財源の確保とコスト縮減	46
	(2) 県有財産等の資産の有効活用	49
第3	財政健全化指針	51
	参考資料	56
	数値目標一覧	57
	数値目標の解説	58
	宮崎県総合計画(概念図)	64
	基金残高の推移、県債残高の推移	65
	宮崎県行財政改革推進本部設置要綱	66
	宮崎県行財政改革懇談会設置要綱	67

第1 行財政改革の基本的な考え方

1 これまでの行財政改革の取組

本県では、「行政改革は不断に取り組むべき行政課題である」との認識のもと、「宮崎県行政改革大綱」を昭和60年11月に策定して以来、数次にわたり行政改革大綱（プラン）を策定し、全庁的な行政改革に取り組んできました。

また、平成19年6月に策定した「宮崎県行財政改革大綱2007」から「財政改革推進計画」を取り込み、総職員数の純減、公の施設への指定管理者制度導入や公社等改革、そして財政収支不足額の圧縮などの行財政改革に取り組んできました。

さらに、令和元年6月に策定した「みやざき行財政改革プラン（第三期）」では、「効率的で質の高い行政基盤の構築」、「県民ニーズに対応した行政サービスの提供」、「県政運営を支える人材づくりと働き方改革の推進」、「健全な財務基盤の構築と資産の有効活用」というこれまでの視点による適正な定員管理、NPO等との協働の推進、県政を担う人材の育成等への取組のほか、徹底した事務の見直しとICTの活用等による公務能率の向上や「働き方改革」という新たな視点を加え県民本意の行財政改革を推進し県総合計画の基本目標である『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』を支える持続可能な行政基盤の確立を図ってきました。

なお、「みやざき行財政改革プラン（第三期）」では、財政運営の基本的な考え方を「宮崎県財政健全化指針」として定めました。

行財政改革大綱（プラン）の経緯

第1次	宮崎県行政改革大綱	（昭和60年度～昭和62年度）
第2次	新宮崎県行政改革大綱	（平成7年度～平成9年度）
第3次	新宮崎県行政改革大綱（改訂版）	（平成10年度～平成12年度）
第4次	宮崎県行政システム改革大綱	（平成13年度～平成17年度）
第5次	宮崎県行政改革大綱2006	（平成17年度～平成18年度）
第6次	宮崎県行財政改革大綱2007	（平成19年度～平成22年度）
第7次	みやざき行財政改革プラン	（平成23年度～平成26年度）
第8次	みやざき行財政改革プラン（第二期）	（平成27年度～平成30年度）
第9次	みやざき行財政改革プラン（第三期）	（令和元年度～令和4年度）

2 本県を取り巻く状況

本県を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化し、県民ニーズも多様化・複雑化しており、これらに迅速かつ的確に対応していく必要があります。

一方、県財政は、今後も厳しい状況が続くものと見込まれることから、行政ニーズを的確に捉え、施策や事業の選択と集中を着実に進めていく必要があります。このため、職員一人ひとりが持てる能力を十分に発揮することで、現場の実情等を適切に把握し、課題への対応と解決が可能な「県庁改革」に取り組みます。

(1) 社会経済情勢の変化

① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大により、旅行者の激減、経済の悪化、雇用の減少など、社会経済は大きな影響を受けました。

本県においても県民の日常生活にさまざまな制限が生じたほか、観光関連産業や飲食・小売・サービス業をはじめ幅広い業種にわたって著しい落ち込みが見られるなど、地域経済は深刻な状況におかれています。

一方で、新型コロナウイルス感染症への対応としての生活様態の変化や地方移住への関心の高まりなど、社会経済情勢の変化に伴う価値観やライフスタイルの多様化も進んでいます。

ポストコロナ時代において、デジタル化の加速や経済活動を取り巻く環境変化、柔軟な働き方の実現など新たな課題に迅速に対応する行政運営が求められています。

② 人口減少と少子高齢化

我が国は、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えています。特に本県は全国平均より早く高齢化が進んでおり、このまま人口減少が続けば、生産年齢人口の減少による深刻な労働力不足や社会保障ニーズの増加、税収不足による住民サービスの低下への懸念等、多くの課題に直面するため対策が求められています。

③ 大規模自然災害等の発生

国内では、豪雨等の大規模自然災害によるこれまでにない被害が近年頻発しており、本県においても、新燃岳の噴火や熊本地震、激甚災害に指定された令和4年の台風14号による被害のほか、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病も発生しております。

今後も南海トラフ地震をはじめ大規模自然災害が発生した場合の被害想定等を踏まえた防災・減災対策や防疫対策など、様々な危機事象に対する備えが求められています。

(2) 地方行政体制のあり方の検討

令和4年1月に国において第33次地方制度調査会が発足し、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、行政のデジタル化や行政運営における国・地方の役割などについて議論が行われています。

また、国が設置したポストコロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会においては、行政が対応すべき課題が複雑化・多様化するなか、社会情勢の変化に対応した地方公務員に求められることとして、デジタル技術の活用による生産性等の向上、組織や地域の枠を超えた連携による対応力の強化、職員の誰もが意欲・能力を発揮できる働き方の実現などが挙げられています。

3 今後の行財政改革の取組

(1) 基本理念

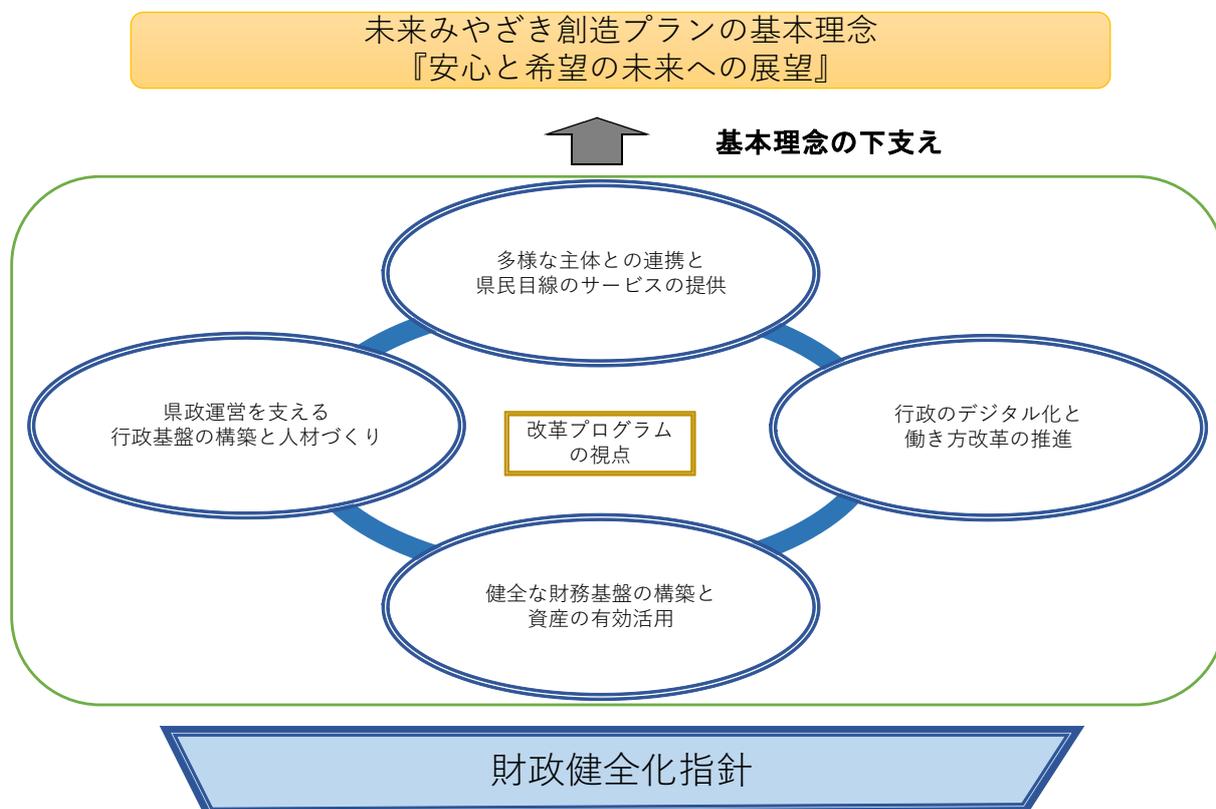
『安心と希望の未来への展望』を支える
持続可能な行財政基盤の確立

(2) 改革プログラム及び財政健全化指針

前期のプランでは、県総合計画の基本目標の実現を下支えするため、「効率的で質の高い行政基盤の構築」、「県民ニーズに対応した行政サービスの提供」、「県政運営を支える人材づくりと働き方改革の推進」、「健全な財務基盤の構築と資産の有効活用」の4つの視点に加えて、「宮崎県財政健全化指針」として財政運営の基本的な考え方を定め、行財政改革を推進してきました。

今後の取組においても、行財政改革の視点等の大きな方向性は継承しつつ、限られた人員・財源の中で、多様化・複雑化する県民ニーズに的確に対応するため柔軟かつ機動的な組織体制のもと、人材やノウハウを最大限活用するための人材づくりに引き続き取り組みます。

また、民間企業や大学、NPO等多様な主体との連携によるノウハウの活用や、行政のデジタル化を新たな指針として加え、県民本位の質の高い行政サービスが提供できるよう、行財政改革を強力に推進し、県総合計画の基本理念である『安心と希望の未来への展望』の実現を下支えする行財政基盤の確立を図ります。



4 行財政改革の推進期間

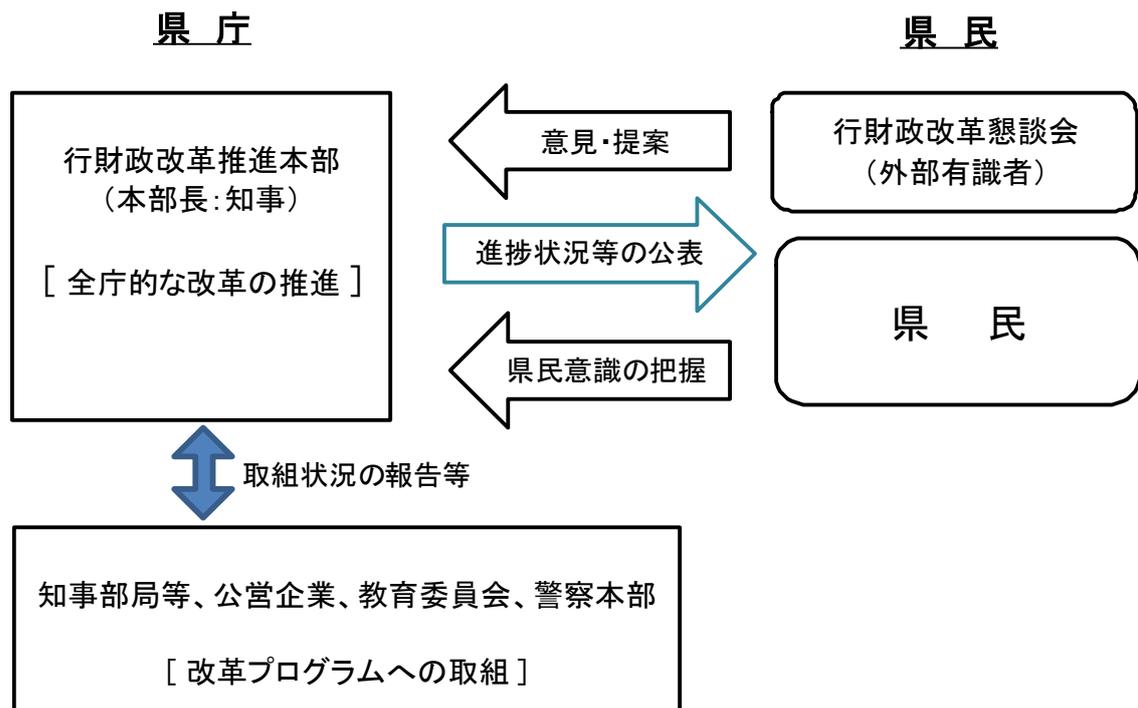
本プランの推進期間は令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

5 行財政改革の推進体制

行財政改革の推進に当たっては、県民の理解と協力が不可欠であり、また、改革の進行管理や達成度の検証を行うことが必要です。そこで、具体的な取組について改革の工程表を示すとともに、可能な限り数値目標を設定し、着実な推進を図っていきます。

このため、知事を本部長とする「宮崎県行財政改革推進本部」を中心として、行財政改革を全庁的に推進し、適切な進行管理に努めます。また、行財政改革の進捗状況等を毎年度公表するとともに、外部有識者で構成される「宮崎県行財政改革懇談会」に意見を求めるものとします。

【行財政改革の推進体制等】



第2 改革プログラム

1 県政運営を支える行政基盤の構築と人材づくり

時代の流れとともに多様化・複雑化する県民ニーズに的確に対応するため、これまで築き上げてきた簡素で効率的な組織体制を維持しながら、必要な組織の見直し等を積極的に行います。

また、定員・給与の適正管理や公社等改革の推進等により、行政コストの適正な管理を進めるとともに、公正かつ適正で透明性の高い県政運営を進めながら、効率的で質の高い行政基盤の構築を図ります。

さらには、県政運営を支える優れた資質を持つ人材を確保するとともに、性別にかかわらず全ての職員がその能力を最大限に発揮できるよう、能力向上のための支援や育成・活用を図ります。

(1) 簡素で効率的な行政組織等の整備

① 行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直し

実施方針

今後、ますます複雑化・多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するとともに、県総合計画の推進に向けて、効果的・効率的な施策の展開を図るため、引き続き組織の簡素・効率化に努め、スクラップ・アンド・ビルドを基本とする不断の見直しを進めていきます。

また、令和9年の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催に向けた組織体制のあり方について引き続き検討するとともに体制整備も進めていきます。

さらに、人口減少社会の到来やデジタル化の進展などの社会経済情勢の変化に伴い、行政サービスの維持や効率的な提供のあり方も変化していることから、国や市町村等との役割分担を含む、県の組織体制のあり方について検討します。

(見直しの視点)

ア 行政需要等の変化に対応した組織体制の整備

県総合計画に掲げる政策課題や新たな行政需要に柔軟かつ的確に対応した施策の展開が可能となるよう、組織体制の整備に努めます。

また、デジタル化の進展などの社会経済情勢の変化等に伴い、行政サービスの執行体制の見直しを進めるとともに行政需要や県の役割が低下しているものについては、組織の廃止・統合、縮小等により簡素合理化を推進します。

イ 関連、類似業務の効率化

関連、類似する業務については、同一組織で一元的・総合的に実施することで効果的・効率的な施策の推進を図ります。

ウ 部局横断的課題への対応

部局横断的な課題に迅速かつ的確に取り組むため、プロジェクトチームや本部会議を積極的に活用するとともに、柔軟かつ機動的な組織体制の整備に努めます。

実施計画**【知事部局】**

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 県総合計画を推進するための組織体制の見直し	検討・実施			→
2 社会経済情勢の変化等に対応した組織体制の見直し	検討・実施			→
3 総務事務及び会計事務の執行体制の見直し	検討・実施			→
4 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた組織体制の構築	検討・実施			→

【公営企業】

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 企業局が、健全な経営を維持しながら社会情勢や経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応するための組織体制の見直し	検討・実施			→
2 県立病院が、健全な経営を維持しながら医療ニーズの変化に対応し、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するための組織体制の見直し	検討・実施			→

【教育委員会】

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 県教育振興基本計画を推進するための組織体制の見直し	検討・実施			→

② 適正な定員管理

実施方針

本県では、これまで事務事業の徹底した見直しや業務のアウトソーシング等を推進するとともに、組織の統廃合を進めてきました。

その結果、令和5年4月1日現在の知事部局等の職員数は、平成17年度比420人削減し、3,811人となりました。

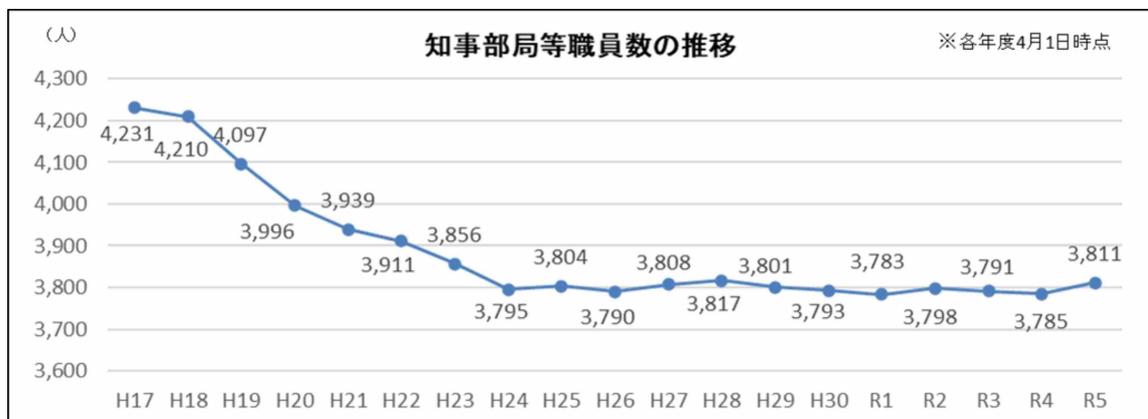
今後も、無駄のない人員体制を構築することはもちろんですが、一方では、令和9年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催に係る対応に100名を超える規模の人員配置が見込まれることに加え、社会経済情勢の変化や危機事象への対応、県勢発展に向けた取組等に伴う新たな行政需要に応えるため、必要な分野に必要な人員を配置していかなければなりません。

また、子育て中の職員が安心して仕事と育児を両立できる環境を整備するため、育児休業を取得する職員の代替要員の確保等も進める必要があります。

こうした状況を踏まえ、知事部局等においては、今後もスクラップ・アンド・ビルドを基本としながら、令和9年度における職員数の目標値を3,900人程度とし、適正な定員管理に努めていきます。

また、定年引上げによる職員数の推移等を勘案しながら、中長期的な定員管理のあり方について検討を行います。

なお、公立学校教職員や警察官については、法令で定められた定員基準等に基づいた適正な定員管理を行うとともに、企業局や病院局については、公営企業経営の観点から収益を確保するための柔軟な人員配置を行います。



- ・ 知事部局等には人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会、海区漁業調整委員会事務局を含む。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 適正な定員管理	実施			
2 職員数の公表	実施			
3 中長期的な定員管理のあり方の検討	検討			

数値目標

項目	実績値			目標値			
	R 3	R 4	現況値 (R 5)	R 6	R 7	R 8	R 9
知事部局等職員数 (人)	3,791	3,785	3,811				約3,900

- ・各年度4月1日時点。
- ・推進期間中の取組が翌年度の4月1日に反映されることから、最終目標数値は令和9年度（令和9年4月1日時点）としている。

(参考)これまでの総職員数の推移

※各年度4月1日現在(単位:人)

	H17 (A)	H22	H26	H30	R1	R2	R3	R4 実績(B)	H17比増減数 (B-A)
知事部局等	4,231	3,911	3,790	3,793	3,783	3,798	3,791	3,785	▲448 (▲10.5%)
公営企業	1,570	1,405	1,499	1,637	1,678	1,693	1,706	1,712	142
企業局	137	116	116	117	117	121	123	122	▲15
病院局	1,433	1,289	1,383	1,520	1,561	1,572	1,583	1,590	157
教育委員会	10,570	10,073	9,614	9,459	9,509	9,491	9,478	9,488	▲1,082
公立学校教職員	10,121	9,649	9,201	9,037	9,085	9,068	9,051	9,054	▲1,067
事務局	449	424	413	422	424	423	427	434	▲15
警察本部	2,281	2,282	2,320	2,333	2,325	2,342	2,350	2,335	54
警察官	1,964	1,981	2,018	2,032	2,020	2,032	2,041	2,026	62
事務職員等	317	301	302	301	305	310	309	309	▲8
計	18,652	17,671	17,223	17,222	17,295	17,324	17,325	17,320	▲1,332

③ 適正な給与管理

実施方針

職員の給与については、人事委員会勧告の趣旨や国等との均衡を考慮した適正な管理に努めるとともに、人事行政運営における公正性、透明性を高めるため、毎年度、職員の給与等について公表します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 人事委員会勧告及び国等との均衡を考慮した適正な給与管理	実施			→
2 給与等の公表	実施			→

④ 公営企業の健全経営

[企業局]

実施方針

「宮崎県企業局経営ビジョン」（令和2年3月策定）に基づき、計画的、効率的な事業運営を行い、安定した経営基盤を持続しながら健全経営を維持します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 電気事業 ・ 老朽化した発電所の大規模改良工事等の的確な実施 ・ 電力の安定供給の維持	実施			→
2 工業用水道事業 ・ 安定経営の維持 ・ 計画的な更新による設備の信頼性向上	実施			→
3 地域振興事業 ・ 県民福祉の向上を目的とし、幅広い年齢層が気軽に利用できるゴルフ場づくり ・ ゴルフコースの適正な維持管理	実施			→

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
電気事業 供給電力量 (千kWh)	439,650	479,144	369,000 以上			→
工業用水道事業 契約水量 (m ³ /日)	98,180	98,180	98,000 以上			→
地域振興事業 一ツ瀬川県民スポーツ レクリエーション 施設利用者数 (人)	30,552	27,289	31,500 以上			→

・ 電気事業については、過去10年の目標供給電力量の最低値から、綾第二発電所大規模改良工事に伴う停電電力量を引いた電力量を目標値として設定している。

[病院局]**実施方針**

県立病院の医療機能の充実と経営の健全性の確保を図るため、「宮崎県病院事業経営計画2021」(※)に基づき、県立病院へのニーズに対応した医療機能の一層の充実と地域との連携強化及び経営健全化に向けた取組の強化を基本目標に、全県レベルあるいは地域の中核病院として、経営の健全性を維持しながら、県民に高度で良質な医療の安定的な提供に努めます。

※令和4年3月策定。計画期間は令和3年度から令和7年度まで(5年間)

実施計画

実施計画(取組内容)の概要	工程表(実施予定年度)			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 高度で良質な医療の安定的な提供 及び経営改善の更なる推進	実施			→

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3 (R3決算)	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
病院事業全体での 経常収支比率 (%)	100.1	—			→	98.3 以上
病院事業全体での 医業収支比率 (%)	84.2	—			→	92.2 以上

⑤ 公社等改革の推進

実施方針

公社等改革については、これまでの取組により、法人の統廃合や県の関与見直しなど、一定の成果を上げてきましたが、公社等は、公益的な目的を持ち、県の施策の補完的な役割を担っており、その経営状況が県財政に大きな影響を及ぼすことから、引き続き、「新宮崎県公社等改革指針」（令和5年4月改訂）に基づき、毎年度の点検・評価を通じて必要な指導、監督、助言を行い、公社等の健全化を図ることとします。

また、特に抜本的な経営改善が求められる公社等については、「特に留意を要する公社等」として重点的に改革を促します。

さらに、公社等の経営状況や県との随意契約の締結状況について、県ホームページ等を活用し、積極的な情報公開に努めるとともに、特に県の出資割合の高い法人等については、「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」（平成22年3月制定）に基づき、その経営評価について、県議会に報告します。

なお、指針の対象となっていない県関係団体についても、指針で示した考え方に準じて、必要な指導・助言等を行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 公社等への人的・財政的な関与の見直し	実施			→
2 点検・評価制度の運用による公社等改革の推進	実施			→
3 経営状況や県との随意契約の締結状況の公開	実施			→

⑥ 危機管理能力の強化

実施方針

現在、「宮崎県危機管理指針」（平成30年4月改正）において、あらゆる危機事象に迅速かつ的確に対応し、被害を最小限にとどめるための基本的な枠組みを定め、県民の安全・安心の確保に努めています。

今後とも、南海トラフ地震や火山活動、台風などの自然災害をはじめ、感染症、家畜伝染病等の発生に適切に対処するため、危機管理推進員を中心とした危機管理研修や関係機関と連携した訓練等を充実・強化し、職員及び組織の危機管理意識・能力の強化を図るとともに、危機事象に係るマニュアルの見直し・充実に努めます。

また、大規模災害や深刻な感染症等が発生するなどの非常時において、県として必要な業務を継続し、あるいはいち早く再開できるよう「業務継続計画（BCP）」に基づく「事前の備え」に取り組むとともに、当該計画内容については、研修や訓練の実施等により職員への周知を図り、毎年度、適切な進行管理や内容の見直し等を行います。

このほか、防災庁舎を活用した防災に関する意識啓発に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 職員の危機管理意識・能力の向上 ・ 危機管理研修の充実・強化	実施			→
2 組織における危機管理能力の強化 ・ 訓練の充実・強化	実施			→
3 各課所管の危機事象に係るマニュアルの見直し、充実	実施			→
4 業務継続計画（BCP）に基づく「事前の備え」の推進	実施			→
5 防災庁舎を活用した防災に関する意識の啓発	実施			→

「業務継続計画（BCP=Business Continuity Plan）」とは、緊急事態発生時において、県として優先的に取り組むべき業務を、できるだけ中断させず、万が一中断した場合でも早急に復旧するため、必要な資源の用意や対応方針などを定めておく計画のことです。

「事前の備え」とは、大規模災害や深刻な感染症が発生した場合、建物や設備、情報インフラは大丈夫か、死傷者や来庁者への対応をどうするかなど、様々な課題に対応するために「宮崎県業務継続計画（BCP）」に基づき、平常時から必要な準備を整えておくものです。

(2) 信頼性を高める行政運営

① 法令遵守（コンプライアンス）意識の徹底

実施方針

法令等に則った適正な事務執行により、県民の県政への信頼を確実なものにしていくため、全庁的なコンプライアンス推進体制のもと、職員一人ひとりの法令遵守意識の現状や課題を把握しながら、自治学院における研修のほか、各所属のコンプライアンスリーダーによる職場研修や定期的な職場点検を実施します。

準公金等の取扱いについては、「宮崎県準公金等取扱規程」（平成22年12月制定）に基づき、各職場における定期的な点検等により管理の徹底を図ります。

公益通報制度については、職員が利用しやすくするため、弁護士が務める外部通報窓口を継続するとともに、「宮崎県職員公益通報制度実施要綱」（平成18年4月制定）に基づき、遅滞なく通報に対応するなど、適切に運用するとともに、各職場における研修などを通して、制度に関する職員の意識向上を図ります。

不当な働きかけへの対応については、「職務に関する不当な働きかけについての取扱要領」（平成19年4月制定）に基づき、公正な職務の執行を損なうおそれのある“不当な働きかけ”を対象とする記録、公表制度を引き続き適切に運用し、県行政全般における職務の公正性及び公平性の確保を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 自治学院研修及び職場研修の実施	実施			→
2 定期的な職場点検の実施	実施			→
3 準公金等の点検等による管理の徹底	実施			→
4 公益通報制度の適切な運用と職員の意識向上	実施			→
5 公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけの記録・公表	実施			→

② 適正な事務処理の徹底

法律や規則等に基づいた事務の適正な執行により、行政運営の信頼性を確保します。
また、職員への研修や助言等により適正な事務処理に対する意識・能力の向上を図るとともに、適宜事務の見直しを実施し、効率的な事務処理を行います。

ア 適正な公文書管理

実施方針

文書取扱規程等に則った適正な公文書管理を行うため、職員研修の充実を図るとともに、文書事務に係る自己点検を実施するなど、職員の文書管理意識の向上を図ります。また、行政のデジタル化にも対応した文書事務の見直しや改善を行い、適正かつ効率的な公文書管理を図ります。

さらに、公文書の適正な保管・管理、廃棄を徹底するとともに、歴史的価値のある貴重な文書は適切に選別、収集を行い、文書センターで保存、管理します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 研修や自己点検等の実施による職員の文書管理意識の向上	実施			→
2 文書事務の効率化	検討・実施			→
3 文書の適正な保管・管理、廃棄の徹底	実施			→
4 歴史資料文書の適切な選別、収集	実施			→

イ 法務機能の充実

実施方針

法的課題の解決や政策実現を図るため、職員研修の充実により職員の法務能力の向上に努めるとともに、様々な法律相談に対し適切な助言・支援を行うなど政策法務の取組を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 法務に関する職員研修の充実	実施			→
2 政策法務の推進	実施			→

ウ 適正な会計事務及び物品事務の確保

実施方針

適正な会計事務及び物品事務を確保するために、関係職員の研修と出先機関に対する実地指導検査を実施します。

また、電子調達システムの運用による物品調達の効率的な事務処理を行うとともに、公正性・透明性を確保します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 会計事務の研修の充実及び出先機関に対する実地指導検査の実施	実施			→
2 物品調達における電子調達システムの運用	実施			→

③ 内部統制制度の適切な運用と監査制度の充実強化**実施方針**

令和2年度から導入した内部統制制度の運用により、不祥事等の原因となるリスクの発生を未然に防止し、公務能率を高め適正な事務を滞りなく執行するための体制を整備します。

制度については、職員に十分周知し、意識醸成を図るとともに、定期的にリスク及びリスク対応策の見直しを実施することで、各所属における取組がより効果的に機能するよう推進します。

制度の整備状況・運用状況については評価を行い、評価報告書を作成して県民に公表します。

また、事務事業の適正で効率的な執行を確保するため、監査基準に基づいて適切かつ有効な監査を実施するとともに、内部統制についても、体制の整備及び運用状況を監視する観点から、内部統制評価報告書の審査を行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 内部統制制度の適切な運用 ・ 評価及び評価報告書の作成・公表	実施			→
2 監査基準による監査の実施	実施			→
3 内部統制評価報告書の審査	実施			→

(3) 県政運営の透明性の確保

① 効果的・効率的な政策の形成・推進

実施方針

県総合計画に掲げる施策について、政策評価を実施し、毎年度、取組状況を検証するとともに、県民に分かりやすく公表します。

なお、評価に当たっては、県民意識調査を実施して、施策の達成状況を判断するための参考とし、検証結果については、次年度以降の取組状況の改善や新たな施策・事業の構築に向けて、活用を図ります。

また、県民の利便性向上や事業活動の活性化を図るため、県民や企業等に対する県条例等に基づく各種の規制について、毎年度、点検、見直しを行い、規制の廃止や緩和、許可期間の延長などを検討します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 政策評価の実施 （現アクションプラン） （次期アクションプラン）	実施 →			
	評価方法の見直し →	実施 →		
2 県民意識調査の実施	実施 →			
3 県条例等に基づく規制の点検・見直し	実施 →			

② 各種審査・公開制度等の適切な運用

適正で透明性のある県政運営のため、各種審査・公開制度等について適切に運用します。また、研修等を通じて職員一人ひとりの意識啓発を図るとともに、県民等への制度の周知に努めます。

ア 公共事業評価の実施と入札・契約制度の適切な運用

実施方針

本県の社会資本整備は、未だ十分ではないものの、財政は依然として厳しい状況が続いており、社会資本の整備にあたっては効果的・効率的な整備や透明性の確保、説明責任の向上が求められていることから、当該事業の客観的な評価を行う事前評価等を引き続き実施します。

- ・事前評価：事業を着手する前に事業の妥当性や優先順位などを評価
- ・再評価：事業着手後、一定期間を経過して継続中の事業を評価
- ・事後評価：事業が完了した後に事業効果などを評価

建設工事等の入札・契約については、職員一人ひとりが「入札・契約綱紀保持マニュアル」（平成20年6月策定）を遵守し、公正・透明で競争性の高い制度の適切かつ正確な運用を確保するとともに、建設工事の品質確保や担い手の中長期的な育成・確保の観点など、社会情勢の変化等に応じて必要な改善を行います。

さらに、県が発注する建設工事等の実施状況について、定期的に学識経験者等で構成する「入札・契約監視委員会」に諮り、入札・契約制度の適切な運用の確保を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 公共事業評価の実施 ・事前評価、再評価、事後評価	実施			→
2 建設工事等における入札・契約制度の適切な運用・改善	検討・実施			→
3 「入札・契約監視委員会」による調査・審議	実施			→

イ 情報公開制度の適切な運用

実施方針

「宮崎県情報公開条例」（平成11年12月制定）に基づく情報公開制度については、職員研修等により制度の適切かつ効率的な運用に努めるとともに、口頭による開示決定の通知を実施するなど、県民にとって利用しやすい制度の運用を図ります。

また、県が公表すべき情報や県民ニーズが高いと思われる情報について、全庁的な公表・提供の基準である「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」（平成18年4月制定）に基づき、県政情報の公表・提供の推進に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 情報公開制度の適切かつ効率的な運用 ・職員研修の実施等 ・口頭による開示決定通知等の実施	実施			→
2 県政情報の公表・提供の推進 ・「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」の適切な運用	実施			→

ウ 個人情報保護制度の適切な運用

実施方針

個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護法及び条例に基づく個人情報保護制度の適切な運用に努めるとともに、研修等を通じて職員一人ひとりの意識啓発を図ります。

また、特定個人情報保護評価の見直し等により、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の保護の徹底を図ります。

「特定個人情報保護評価」とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 個人情報保護制度の適切な運用 ・ 個人情報保護法及び条例の運用 ・ 職員研修の実施等	実施			→
2 特定個人情報保護評価の見直し等	実施			→

エ 行政不服審査制度の適切な運用

実施方針

県民の権利利益の保護と県行政の適正な運営を確保するため、行政不服審査制度の適切な運用を図るとともに、審理業務に携わる職員への研修や、県民等への制度の周知に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 行政不服審査制度の適切な運用	実施			→
2 職員研修の実施	実施			→
3 県民等への制度周知	実施			→

③ 適正な退職管理と透明性の確保

実施方針

「職員の退職管理に関する条例」（平成28年3月制定）に基づき、営利企業等へ再就職した元職員からの働きかけを規制し、退職前の職員に対して、制度の周知を図ります。

また、退職時に一定の職位以上の者に係る再就職の状況を公表し、適正な退職管理や透明性の確保を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 営利企業等への再就職者による働きかけの規制	実施			→
2 再就職状況の公表	実施			→

(4) 県政を担う人材の育成・確保

① 意欲と能力に満ちた人材の育成と活用

実施方針

社会経済情勢が大きく変化する中、限られた人員体制の下で、新たな行政需要や多様化する県民ニーズに的確に応え、効率的かつ円滑な県政運営を進めていくためには、優れた資質を有する意欲的な人材を育成し、その能力を最大限に活用していくことが重要です。

このため、人事評価を通じた意欲向上の促進と適切な評価の実施、人事交流や長期派遣研修、多様な人事ローテーション等により、職員の育成、能力開発に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 人材育成と組織の活性化を図るための人事評価の実施	実施			→
2 自己啓発に意欲的な職員の支援	実施			→
3 自発的で庁内外横断的な政策研究活動に対する支援	実施			→
4 職員提案の実施 ・ 提案制度の検討・実施	検討・実施			→
5 研修機関と人事管理との連携強化による研修内容の充実・見直し	実施			→
6 研修の合同実施など、他県、市町村等と連携した職員の資質向上の推進	実施			→
7 意欲や能力、経験を活かし、職員の育成を図るための他県、市町村等との人事交流及び民間企業等への長期派遣研修の実施	実施			→
8 経験年数や職員の適性・専門性に応じた多様な人事ローテーションの実施	実施			→

② 女性職員の活躍推進

実施方針

県政運営を支える基礎となる職員の資質向上を図るには、性別にかかわらず、その能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境と、実践的な職員の育成の場が必要です。

このため、意欲を持って仕事に取り組む女性職員が、その能力を最大限発揮し活躍するための支援を行うとともに、登用につながるような職域の拡大や、多様な経験を積むことができるジョブローテーションを実施し、女性の登用に努めます。

また、公立学校においては、指導的役割を果たす女性教職員がリーダーシップを十分に発揮できる環境を整えるための業務の見直し及び組織的な業務遂行体制の構築に努め、教務主任を中心とした主要なポスト職への女性の積極的な登用を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 女性が働きやすい職場環境づくりや意欲のある女性職員の資質向上に向けた支援策の検討・実施	検討・実施			→
2 意欲のある女性職員が能力を最大限発揮できる職域の拡大及び登用	実施			→

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 4	現況値 (R 5)	R 6	R 7	R 8	R 9
知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合 (%)	17.5	19.1			→	20.0
教職員の教頭以上及び主要なポスト職(※)に占める女性の割合 (%)	28.7	30.4			→	40.0

- ・ 各年度4月1日時点。
- ・ 推進期間中の取組が翌年度の4月1日に反映されることから、最終目標数値は令和9年度（令和9年4月1日時点）としている。

※ 主要なポスト職・・・教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事

③ 行政ニーズに応じた多様な人材確保

実施方針

様々な行政課題に的確に対応していくためには、優れた資質を有する意欲的な人材を計画的かつ安定的に確保する必要があることから、10年後、20年後の職員の人員構成や、どのような人材が必要となるかの展望を持ちながら、積極的な採用活動の展開などの人材確保に取り組めます。

また、教育委員会においては、教員の退職者数が増え、採用予定者数の増加が見込まれるため、人間性にあふれ、専門性に優れた人材の確保に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 行政ニーズに応じた任期付や社会人採用等、多様な人材確保策の取組	実施			→
2 大学・高校等での就職説明会への参加、採用に関する情報・県職員の魅力の発信等、積極的な採用活動の展開	実施			→
3 教員採用選考試験の工夫・改善、ガイダンスの開催	実施			→

④ 各種職員任用制度の効果的な運用

実施方針

定年年齢の段階的な引上げなどに伴い、今後も高齢期の職員が増加することが見込まれることから、その知識・経験等を活用した業務に加え、若手職員の育成や指導による技術の継承を推進し、更なる組織活力の向上を図る必要があります。

今後、高齢期の職員の活用に係る課題について必要な検討を行いながら、制度の効果的な運用や見直しに努めていきます。

また、会計年度任用職員制度について、人事評価の実施等を通じて会計年度任用職員の意欲向上と能力の発揮を促すとともに、制度の運用について毎年度必要な見直しを行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 定年引上げに関する制度の周知及び適正な運用	実施			→
2 高齢期の職員の専門的知識や経験を積極的に活用できる環境の整備	検討・実施			→
3 会計年度任用職員の意欲向上と能力発揮を促すための制度の効果的な運用	実施			→

2 多様な主体との連携と県民目線のサービスの提供

行政サービスに対する県民の満足度を向上させるためには、県民が求めるものを十分に理解し、これに対応し得る良質のサービスを選択し、提供することが必要です。

そのために、民間企業や大学、NPO等多様な主体との連携・協働を推進し、多様な主体が持つ様々なノウハウを活用した取組を進めます。

また、市町村や国の機関とも連携し、県民に対して利便性の高く安定的な行政サービスの提供を行います。

(1) 多様な主体との連携・協働

① 多様な主体との連携・協働の推進

実施方針

多様化・複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応するには、様々な専門知識やノウハウ等を持った企業、NPOなどの多様な主体と協働していくことが求められています。

このため、民間企業や大学等と連携した取組の推進や、NPOやボランティア活動への支援、協働に関する県民向け啓発や行政向け研修等を実施します。

また、職員一人ひとりが、地域社会の一員という立場で、災害ボランティア等の各種ボランティア活動をはじめ、自治会・自治公民館・PTA等の行う様々な地域活動に自主的に参加し、地域貢献を進めることは、地域の実情を実感し、より地域の視点・県民の視点に立った職務の遂行を実現するための有効な取組です。

このため、『職員力』地域貢献推進指針（令和5年6月改訂）等に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点からも、地域活動に参加する職員の意欲を高めるための取組の実施やボランティア休暇の利用促進等に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 協働の重要な担い手であるNPOの活動基盤の充実・強化	実施			→
2 NPO・ボランティア等との協働の実践・推進	実施			→
3 民間企業、大学等と連携した取組の推進	実施			→

4 県民向け啓発及び行政向け研修	実施				
5 職員の自主的な地域活動への参加促進	実施				

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
県とNPO・ボランティア等との協働事業(件)	188	184	200	205	210	215

② アウトソーシングの推進

県が実施するよりも、民間等で行う方がより効果的・効率的であると判断される業務について、積極的にアウトソーシングを推進します。

「アウトソーシング」とは、行政サービスの向上や行政コストの縮減等を図ることを目的に、民間など外部の有する資源を県の行政運営に積極的に活用することです。民営化、市町村への権限移譲、民間委託等幅広く定義する場合があります。

ア 業務の外部委託の推進

実施方針

公的サービス部門における民間企業等への業務委託を拡大し、行政サービスの向上やコスト縮減に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 外部委託を行う業務の拡大の検討	検討・実施			

イ 指定管理者制度の活用

実施方針

指定管理者制度を導入している公の施設では、その効果を最大限に高めるため、民間の持つノウハウを十分に引き出すことのできる運用を行うとともに、利用者の視点に立った適切な運営を確保するためのモニタリング（監視・測定・評価）を行い、県民サービスの一層の向上と利用者数の拡大を図ります。

「公（おおよげ）の施設」とは、地方公共団体が、住民の福祉を増進することを目的として、当該住民の利用に供するために設置した施設のことです。

「指定管理者制度」とは、地方公共団体が、議会の議決を経た上で期間を定めて指定管理者として指定した団体（民間事業者等）に公の施設の管理を行わせる制度で、142施設（令和5年4月1日現在）で導入されています。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 指定管理者制度導入施設におけるモニタリングの実施	実施			

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
指定管理者制度導入施設における利用者数 (人)	1,834,387	2,762,642				3,380,000

ウ PFI手法等の活用

実施方針

PPP/PFIは、効果的・効率的な施設設備や質の高い公共サービスの提供、さらには民間の事業機会の創出による経済の活性化の観点から、公共施設整備等の重要な手法です。

このため、PPP/PFIの制度面や導入事例に関する情報収集及び周知を行うとともに、「宮崎県PFI活用方針」（令和5年6月改訂（予定））や「宮崎県PPP/PFI手法導入優先的検討規程」（平成30年1月策定）に基づき、PPP/PFI導入に適した施設の範囲及び事業規模など、導入可能性のある事業について調査検討を行います。

「PPP（Public Private Partnership）」とは、行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのことで、指定管理やアウトソーシングを含む様々な形態があります。

「PFI（Private Finance Initiative）」とは、PPPの種類の1つであり、公共施設的设计、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことにより、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図る手法のことで

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 民間、市町村向け研修会等の開催	実施			→
2 PPP/PFI手法の導入可能性事業の調査検討	実施			→

(2) 市町村等との連携

① 市町村や国の機関との連携

実施方針

市町村は、基礎自治体として住民生活に密接に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担い、一方、県は、市町村の区域を越えた広域にわたる行政分野の担い手として、市町村間の連携促進や調整を行う役割、さらには市町村が担えない部分を補完する役割を担うものとされています。

このため、県では、市町村の自主・自立的な行政運営を支援するため、市町村の規模や体制等を勘案しながら、各自治体の自己責任・自助努力を基本としつつ、市町村に対する各種支援をはじめ、双方の交流、連携、協力関係の強化を進めます。

また、住民の利便性の向上や事務の効率化の観点から、各市町村の意向を十分踏まえた上で、地域住民に身近な事務について市町村への権限移譲を進めます。

このほか、市町村や他県との相互交流や実務研修による職員派遣のほか、国の機関へも職員を派遣し、職員の能力向上を図る取組を進めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 県と市町村とのパートナーシップの強化 ・ 県と市町村との意見交換の実施	実施			→
2 市町村の自立支援 ・ 自治体行財政運営の適正化支援 ・ 市町村職員の政策立案能力等の向上支援	実施			→
3 市町村における国の制度活用時の支援・調整	実施			→
4 県民の利便性向上や行政の効率化に資する市町村への権限移譲の推進	実施			→
5 市町村等と連携した人材育成	実施			→

② 市町村間連携の取組支援

実施方針

令和2年6月に国の第32次地方制度調査会が取りまとめた答申において、地方公共団体の広域連携の必要性とともに、市町村間の広域連携が円滑に進められるよう、都道府県が支援の役割を果たしていく必要性が指摘されています。

また、人口減少社会の中、市町村が住民に最も身近な基礎自治体として今後も行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、県と市町村との連携に加え、市町村間の連携がさらに重要になります。このため、市町村が連携した取組に対する助成や、広域連携に関するセミナーの開催など、市町村間の連携について支援を行うとともに、地域の実情に応じた市町村の広域連携による行政のあり方について検討します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 市町村間の連携支援	実施			→
2 本県における広域連携による行政のあり方の検討 ・ 県と市町村との意見交換の実施 ・ 広域連携に取り組む他県等の情報収集	検討・実施			→

(3) 県政情報の発信と県民ニーズの把握

① 戦略的広報活動の推進

実施方針

県民等が情報を取得する手段は、近年のSNSの普及による情報伝達手段の多様化などにより、従来からの広報媒体であるテレビや新聞のほか、特に若者はSNSなどインターネットの活用が中心となり、数多くの情報があふれている中で、広く情報を届けることが難しくなっています。

このような中、情報を受け取る側の立場に立って広報を考えることが大切となっており、県から一方的に「伝える」広報から、県民等へ「伝わる」広報へ変わっていくことが重要です。

このため、職員一人ひとりの広報マインドの意識を高めるとともに、広報力の向上を図り、パブリシティ活動をはじめ、広報紙や新聞、テレビ・ラジオ、ホームページ、SNSなどの多様な広報媒体を効果的に活用した適時・的確な情報発信につなげ、戦略的な広報活動に積極的に取り組みます。

「パブリシティ」とは、「公表、発表、周知」という意味で、官公庁や企業などが、情報を報道機関に提供し、記事やニュースとして取り上げてもらうための情報提供活動をいいます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 戦略的広報活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 重要テーマの重点的発信 分かりやすく適時・的確な広報 ソーシャルメディアを通じた効果的な広報の促進 職員の情報受発信力の強化 	実施			

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
県政情報の認知度 (%)	92.0	93.1	94.0	96.0	98.0	100.0
広報活動に対する満足度 (%)	60.6	62.9	63.0	65.4	67.8	70.0

② 県民ニーズの的確な把握と県政への反映

実施方針

対話と協働による県政運営を推進するためには、県民との良好な双方向コミュニケーションの機会を充実させ、県民の十分な理解・参画を促進するとともに、県民ニーズを的確に把握することが重要です。

このため、知事とのふれあいフォーラムや「県民の声」事業をはじめ、県民からの要望に応じて職員が県政の説明に出向く出前講座、県政の重要施策の実施等にあたり県民の意見を聴くパブリック・コメントなどの取組を通して県民の意見や要望の把握を行うとともに、各部局が連携して、県民からの意見等を施策や計画に反映するように努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 知事とのふれあいフォーラムの開催	実施			
2 出前講座の実施	実施			
3 「県民の声」事業の実施	実施			
4 パブリック・コメントの実施	実施			
5 県民意識調査の実施 【再掲】	実施			

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
知事とのふれあいフォーラムの開催回数(回)	3	8	10	10	10	10

③ 附属機関等の運営の見直し

実施方針

県民の意見を広く県政に反映させ、会議の公正性・透明性の向上と活性化を図るため、「附属機関等の設置及び運営に関するガイドライン」（令和元年10月改訂）に基づき、審議会等における公募委員の比率及び女性委員の比率の向上や、会議の公開（傍聴等）及び議事録等の県ホームページへの掲載等の情報提供を進めます。

また、役割の減少した審議会等については、廃止・統合も含めた運営改善に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 公募委員及び女性委員の比率の向上	実施			→
2 会議公開（傍聴等）及び情報提供の推進	実施			→
3 廃止・統合を含めた運営改善	検討・実施			→

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
審議会等における 公募委員の比率 (%)	7.3	7.3			→	10.0
審議会等における 女性委員の比率 (%)	44.4	43.9			→	50.0

(4) 県民サービス・利便性の向上

① 県民目線に立ったサービス利便性の向上

実施方針

各種相談窓口や県民が利用する施設の利便性の向上を図るため、指定管理者が管理する公の施設を含め、利用日・利用時間の拡大や利用手続の簡素化等を進めるとともに、施設については、利用者の満足度の把握に努めます。

また、申請等に係る県民負担の軽減を図るため、処理日数の短縮化や申請・届出書類の削減、申請書等への押印廃止、電子申請システムの利用拡大など、行政手続の簡素効率化を図るとともに、出先機関の長が処理することが適当かつ効率的と考えられる事務の委任や、市町村への権限移譲を推進し、県民の利便性向上や行政の効率化に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 相談窓口・県民利用施設の利便性の向上 ・ 利用日、利用時間の拡大、利用手続の簡素化等の検討、実施 ・ 施設の利用者満足度の把握	実施			→
2 行政手続の簡素効率化 ・ 処理日数の短縮化 ・ 申請、届出書類の削減等	実施			→
3 出先機関の長への事務委任	実施			→
4 電子申請システムの利用拡大とオンライン収納機能導入	実施			→
5 県民の利便性向上や行政の効率化に資する市町村への権限移譲の推進 【再掲】	実施			→

② 県民目線に立った行財政改革の推進

実施方針

県では、毎年度、行財政改革の取組状況を県議会に報告するとともに、県ホームページや県広報紙等で県民に公表しています。

今後も、アンケート等により県民の意見を把握し、必要な改善を図りながら行財政改革プランに基づいた改革を一層進めていきます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 県民目線に立った行財政改革の推進 ・ 分かりやすく積極的な情報提供 ・ 県民満足度等を踏まえた改善	実施			

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
県の行財政改革についての認知度 (%)	25.5	28.1				50.0
県の行政機関における対応についての満足度 (%)	83.4	81.0				90.0

3 行政のデジタル化と働き方改革の推進

デジタル社会の実現に向けた動きが加速していく中、本県においても、令和3年3月に策定した「宮崎県情報化推進計画～みやざきDXプラン～」に基づき、手続きのオンライン化やオープンデータの利活用の推進など、行政サービスの利便性の向上を図るとともに、ICT等の活用による業務効率化を図り、職員が企画・立案等付加価値の高い業務へ注力できる環境の実現に取り組みます。

また、「働き方改革」を推進することで、子育て中や介護中の職員などを含む全ての職員が、その能力を最大限に発揮することができる風通しの良い職場環境づくりに取り組み、良好なワーク・ライフ・バランスの確保を図ります。

(1) 行政サービスのデジタル化の推進

① ICT等を活用した行政サービスの利便性向上

実施方針

より便利で簡単に受けられる行政サービスを提供するため、申請手続きのデジタル化の拡大や、相談業務等におけるSNSやAI（人工知能）の活用、オンライン収納機能の導入を行うことで、県民の行政サービス利用における利便性の向上を図ります。

また、県税の納付方法については、現在金融機関窓口、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、自動車税種別割についてはこれらに加えクレジットカードで納付ができるよう納税環境を整備していますが、今後電子納税、電子申告及び電子申請対象手続きの拡大により、納税者の利便性向上と税務事務処理の効率化を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 電子申請システムの利用拡大とオンライン収納機能導入【再掲】	実施			
2 相談業務等におけるSNSやAIの活用	検討・実施			
3 税務手続きの電子化推進	実施			

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
共通納税システムの利用率 (%)	6.9	9.7	→	40.0	→	50.0
税務手続における電子申告・電子申請対象手続の件数 (件)	6	6	→	10	→	15

② マイナンバー制度の活用による手続の利便性向上**実施方針**

マイナンバー制度は、行政サービスをデジタル化し、県民の利便性を高めるための基盤となるものです。

このため、マイナンバーを用いた情報連携に関するシステムの安定運用を図るとともに、法定事務以外の事務(独自利用事務)での情報連携について検討します。

また、「デジタル社会のパスポート」とも言われるマイナンバーカードを用いた県民の利便性に資する活用策についても検討します。

実施計画

実施計画(取組内容)の概要	工程表(実施予定年度)			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 マイナンバーカードの活用促進	検討・実施			→
2 情報連携に関するシステムの安定運用	実施			→
3 法定の事務以外の事務での活用検討	検討・実施			→

③ オープンデータの取組推進

実施方針

県内の企業やNPO等におけるデータ利活用を促進し、地域経済の活性化、新ビジネスの創出、官民協働による新たな公共サービスの実現のため、県と市町村が保有する様々なデータのオープンデータ化や、複数のデータ（航空写真や地質図等）を地図上に重ね合わせることができる「ひなたGIS」への掲載データの充実を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 職員向けオープンデータ化支援	実施			→
2 ひなたGISの利用拡大	実施			→

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
ひなたGISへの新規掲載データ数(累計) (件)	33	41	48	56	64	72

④ 行政情報システムの全体最適化によるコスト縮減

実施方針

サーバ機器等を仮想化技術で集約・統合することで調達・運用コストを削減するサーバ統合基盤や、県と市町村が共同で運用・利用することで全体コストの削減に寄与する宮崎行政情報ネットワークについて安定運用を行い、庁内システム全体の安定稼働や、安全で安定したネットワーク環境の確保を図ります。

また、行政情報システムの調達および共同利用の支援を継続して実施することで、庁内システムの全体最適化やコスト、調達仕様の適正化を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 サーバ統合基盤の安定運用 (仮想化技術によるサーバ基盤の統合)	実施			→
2 宮崎行政情報ネットワークの安定運用	実施			→
3 行政情報システムの調達及び共同利用に関する支援	実施			→

(2) ICTの活用等による業務効率化

① ICTを活用した業務改革

実施方針

RPAやAI等のICTを活用し業務の自動化・効率化を前提とした業務改革を図り、職員が行う業務を単純作業から企画・立案等への付加価値の高い業務へシフトさせるため、定型化した事務作業のRPA導入やOCRによる紙媒体のデジタル化等を推進します。

また、生成AIやローコードツール等のICTツールについても利活用を検討・推進することで、業務の迅速化・効率化を図ると共に、ICTに関する知識を身につけ、ツールの利活用や導入の検討を行える職員を育成します。

さらに、業務のデジタル化による効率性の向上、テレワークなど多様な働き方改革の実現に向け、各業務システムへの電子決裁の導入を推進します。

「RPA」とは、Robotic Process Automationの略で、ソフトウェア・ロボットによる業務の自動化や効率化のことで、職員が行う業務の処理手順を登録することにより、様々なソフトウェアやアプリケーションの操作を自動で進めることができます。

「OCR」とは、Optical Character Recognition（光学的文字認識）の略で、手書きや印刷された文字を、スキャナーやデジタルカメラで読み取り、コンピューターが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術です。

生成AIとは、インターネット上などに存在する文章や画像等を基に、新しい文章や画像等を自動的に生成することができるシステムです。

「ローコードツール」とは、プログラミングに詳しくなくても、簡単にアプリ等を開発することができるツールであり、業務の目的に応じて職員自身による設定が可能なICTツールです。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R5	R6	R7	R8
1 RPAやAI等のICTを活用した業務改善の検討・実施 ・ 導入業務の拡大	検討・実施			
2 様々なICTを活用した業務の迅速化・効率化の推進 ・ WEB会議システムの利用拡大 ・ 会議でのタブレット使用による省資源化 ・ ローコードツールの利活用推進 等	実施			
3 デジタル人材育成の推進 ・ 研修による職員のICT利活用支援 ・ デジタルに関する国家試験受験の推進 等	検討・実施			

4 電子決裁の推進 ・ 各業務システムにおける電子決裁機能の導入及び利用推進	検討・実施				

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
R P A、A I等のI C Tの活用による作業削減時間	9,000	10,600	15,000	18,000	21,000	24,000

② 事務の簡素・効率化

実施方針

公務能率の向上については、「最少の経費で最大の効果」を挙げることが求められており、本県が進める「働き方改革」の大きな方針の一つです。

このため、これまでの能率向上の取組の検証や見直しをはじめ、必要性が低下した事務処理の廃止やI C Tの利活用等による効率的な業務のあり方を検討し、業務上の課題の改善による事務の簡素・効率化に取り組み、全庁を挙げて事務処理における「ムダ」を徹底的に取り除きます。

中でも、総務事務や財務会計事務、物品管理調達事務など、職員の多くが携わる共通事務については、全庁に与える影響が大きいことから、集中して簡素・効率化に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 事務処理の廃止、簡素・効率化 ・ 必要性が低下した事務の廃止 ・ 調査・照会の標準ルール等共通業務に係るルールの設定 等	検討・実施			
2 総務事務の効率化 ・ 給与、旅費、報酬事務の効率化 等	検討・実施			
3 財務会計事務の効率化 ・ 会計事務ヘルプデスクによる業務支援 ・ 会計事務の簡素化 ・ 財務会計システムの機能改善 等	検討・実施			
4 物品管理調達事務の効率化 ・ 電子調達システムの利用拡大 等	検討・実施			
5 文書事務の効率化【再掲】 ・ 文書保存ルール徹底・適正な廃棄の促進 ・ 電子ファイルの保存・廃棄ルールの設定 等	検討・実施			

(3) 全ての職員が働きやすい職場環境づくり

① 柔軟な働き方の推進

実施方針

職員のワーク・ライフ・バランスの推進は、本県が進める「働き方改革」の大きな方針の一つです。

このため、職員が意欲的に業務に取り組むとともに、子育てや介護、地域活動など仕事外の生活が充実することで、職務に対する達成感や満足感が高まり、多様な生き方を選択・実現できるような職場環境の整備を進めます。

その一環として、職員個々の事情に合わせた柔軟な働き方の実現や、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした新たな生活様式の実践を目的として、在宅勤務の実施及びサテライトオフィスの活用によるテレワークを推進します。

また、公立学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実を図るため、教職員のワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいを持って能力を発揮できる環境を整備します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 在宅勤務制度の推進	実施			
2 サテライトオフィス活用の推進	実施			
3 各部局等でのワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組の実施による職場環境の整備	実施			
4 「学校における働き方改革推進プラン」の取組推進	実施			

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
職員のワーク・ライフ・バランスの実現度（%） （知事部局）	66.0	61.5				70.0
庁内の働き方や仕事の進め方に対する満足度（%） （知事部局）	64.0	62.8				70.0

② 仕事と子育て・介護が両立できる職場環境の整備

実施方針

子育てを行う職員が、性別にかかわらず仕事と子育てを両立しながら、その能力を最大限に発揮できるよう、安心して育児休業等の制度が利用できる職場環境づくりに努めるとともに、子育て支援策を検討・実施するための推進体制を充実させ、支援策の実施や、職員への周知、活用の推進を図ります。

また、介護を行う職員が仕事と介護を両立しながら安心して介護に関する休暇制度等を利用できるようにするため、職員への制度の周知を図るとともに、担当制の活用等による円滑な業務執行体制の確保などに努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 育児休業中の職員が在籍する職場における、担当制の活用や代替職員の配置等による円滑な業務執行体制の確保	実施			→
2 育児休業取得者の円滑な職場復帰支援	実施			→
3 仕事と子育ての両立支援策の充実	実施			→
4 介護に関する制度を利用する職員が在籍する職場における、担当制の活用等による円滑な業務執行体制の確保	実施			→
5 育児休業や介護休暇及び勤務時間制限等に関する各種制度の周知	実施			→

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
男性職員の育児休業取得率（%） （知事部局）	26.3	44.0			→	85.0

③ 安心して妊娠・出産ができる職場環境の整備

実施方針

妊娠・出産に関する各種制度の周知の徹底や、妊娠中の職員の健康や安全に配慮した業務分担の見直しなど、妊娠・出産を希望する職員又は妊娠中の職員が、安心して妊娠・出産ができる職場環境の整備に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 妊娠・出産に関する各種制度の周知	実施			→
2 妊娠中の職員の健康や安全に配慮した職場環境の整備 ・健康に配慮した業務分担の見直し ・超過勤務命令の際の体調等への十分な配慮 ・女性職員休憩室の設置	実施			→

④ 職員間のコミュニケーションが活発な風通しの良い職場環境づくり

実施方針

職場における様々な課題に柔軟かつ迅速に対応するため、所属や職員間でコミュニケーションが活発な風通しの良い職場環境づくりを進めます。

また、「ハラスメントの防止等に関する要綱」（平成30年12月制定）の周知徹底を図るとともに、職場研修や職場点検の実施により、職員一人ひとりがお互いの人格を尊重し合う、ハラスメントのない働きやすい職場づくりを推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 職員間のコミュニケーションが活発な職場環境づくりの推進 ・部局長メッセージの発信を含めた部局内の意見交換の活性化 ・各部局ワーク・ライフ・バランス推進委員会による取組 等	実施			→
2 ハラスメントのない働きやすい職場づくりの推進 ・ハラスメントの防止等に関する要綱や例示集の周知による職員の意識醸成 ・全職員を対象とする職場環境点検の実施	実施			→

⑤ 働きやすい執務環境の整備

実施方針

執務室のレイアウト変更や備品・書類の整理等により環境を改善し、障がいのある職員や高齢期の職員を含む誰もが働きやすい、安全で快適な執務環境整備に努めます。

これらの取組により、業務の効率化や職員間のコミュニケーションの活性化を図るとともに、安全衛生の徹底とバリアフリーに配慮した庁舎づくりを推進します。

また、夏季の執務室の温熱環境に影響を与える放熱を伴う蛍光灯について、低発熱性・低消費電力の特徴を持つLED照明へ交換することにより、執務環境の改善と省エネルギーの推進に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 執務室のレイアウト変更等による執務環境の改善 ・ 安全性に配慮した書庫等の配置見直し ・ 文書の整理と併せた十分な執務空間の確保 ・ 段差解消や車椅子通路の確保等バリアフリーに配慮した庁舎づくり ・ 職員の利便性に配慮した会議室の運用	検討・実施			
2 執務室照明のLEDへの交換	実施			
3 省エネ・省資源の徹底	実施			

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
照明のLED化 (累計) (棟)	—	2	3	6	8	11

⑥ 職員の心と身体健康管理

実施方針

職員の心と身体健康管理の健康増進を図り、快適な職場環境の形成を促進することは、非常に重要な課題であることから、身体健康管理対策として、定期健康診断の実施や特定健康診査、特定保健指導による生活習慣病の予防、人間ドック・各種がん検診による悪性新生物の早期発見等に取り組みます。

また、メンタルヘルス対策として、管理監督者や一般職員への研修を実施し、各地区にこころの健康相談専門員を配置するなど相談しやすい体制を整備します。

さらに、ストレスチェックを実施し、職員のストレスへの気づきを促し、集団分析結果を生かした職場環境改善に取り組むなど、「心の病」の未然防止・早期治療に努めるとともに、「心の病」で休暇や休職中の職員に対しては、職場復帰支援や再発防止などの対策を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 安全衛生管理体制の充実 ・長時間勤務職員に対する健康管理対策の充実 等	実施			→
2 からだの健康管理対策の実施 ・各種健康診断及び保健指導 ・人間ドック、各種がん検診及び歯科健診 等	実施			→
3 メンタルヘルス対策の実施 ・メンタルヘルス研修の実施 ・ストレスチェックの実施 ・こころの健康相談体制の充実	実施			→

4 健全な財務基盤の構築と資産の有効活用

県税収入の確保に関する取組強化や県が保有する公共施設や知的財産の活用促進などにより、健全な財務基盤の構築と資産の有効活用を図ります。

(1) 自主財源の確保とコスト縮減

① 県税収入確保に関する取組強化

実施方針

貴重な自主財源である県税収入の確保は極めて重要な課題であり、中でも個人県民税は、令和3年度には県税収入の約3割を占める一方、収入未済額の約7割を占めており、その対策に重点的に取り組む必要があります。

個人県民税の賦課徴収は市町村が実施することから、今後も併任人事交流などの取組を行い、市町村との更なる連携強化を図ります。

また、自動車税種別割は県民にとって最も身近な県税であり、近年はコンビニエンスストア、クレジットカード、スマートフォンアプリなどの多様な納付方法が浸透し、納期内納付率は年々上昇しています（令和4年度時点）が、今後も県民一人ひとりの納税意識を高め、納期内納付をより一層推進することが求められています。

このため、各種媒体を有効に活用した広報を行うとともに、市町村や自動車関連の民間企業などと連携し、県内において広域かつ長期的に啓発活動を行うことで、県民の自主納税意識の醸成を図り、納期内納付の更なる向上に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 個人県民税の確保 ・ 併任人事交流の実施 ・ 地方税法第48条に基づく直接徴収 ・ 給与所得者の特別徴収の適正な実施に向けた方策の推進	実施			
2 自動車税種別割納期内納付率の向上 ・ テレビ、ラジオ、SNS等の各種媒体を活用した広報活動の強化 ・ 市町村と連携した啓発活動の実施 ・ 民間企業と連携・協力した啓発キャンペーンの実施	実施			

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
個人県民税(均等割・所得割)滞納繰越調定額の割合(※)(%)	2.3	—				2.0
自動車税種別割納期納付率(%) (件数ベース)	84.7	84.8				87.2

※ 滞納繰越調定額の割合・・・滞納繰越調定額／(現年課税額＋滞納繰越調定額)

② 税外債権滞納対策の強化**実施方針**

県が有する税外債権（貸付金、負担金、使用料等）の滞納について、公平性及び歳入確保などの観点から、債権管理に関する研修会の開催や徴収マニュアルの整備などの徴収対策強化に取り組むとともに、全庁的な徴収強化体制の整備について検討します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 税外債権管理研修の実施	検討・実施			
2 税外債権管理・徴収マニュアルの整備	検討・実施			

③ 省エネ・省資源の徹底

実施方針

第5期宮崎県庁地球温暖化対策実行計画及び推進要領（エコプラン）（令和3年3月策定）に基づき、一斉消灯デーなどの電力使用量削減の取組を推進するとともに、空調・照明等の省エネタイプへの更新による省エネルギー推進や太陽光発電設備の設置による再生可能エネルギー導入拡大に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 省エネ・省資源の徹底 【再掲】	実施			

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
県庁の温室効果ガス排出量 (t-CO2)	52,867	—	50,314	49,466	48,618	48,242

④ 行政情報システムの全体最適化によるコスト縮減

【再掲】

実施方針

サーバ機器等を仮想化技術で集約・統合することで調達・運用コストを削減するサーバ統合基盤や、県と市町村が共同で運用・利用することで全体コストの削減に寄与する宮崎行政情報ネットワークについて安定運用を行い、庁内システム全体の安定稼働や、安全で安定したネットワーク環境の確保を図ります。

また、行政情報システムの調達および共同利用の支援を継続して実施することで、庁内システムの全体最適化やコスト、調達仕様の適正化を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 サーバ統合基盤の安定運用 (仮想化技術によるサーバ基盤の統合)	実施			
2 宮崎行政情報ネットワークの安定運用	実施			
3 行政情報システムの調達及び共同利用に関する支援	実施			

(2) 県有財産等の資産の有効活用

① 公共施設等の総合的かつ計画的な管理

実施方針

「宮崎県公共施設等総合管理計画（個別施設計画を含む。）（令和3年12月改訂）」に基づき、社会経済情勢や地域のニーズの変化に応じて、老朽化が進む公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減化・平準化や公共施設等の最適な配置を図ります。

これにより、公共施設等の計画的・効果的な保全業務に取り組むとともに、ファシリティマネジメント（建物系施設）やアセットマネジメント（インフラ施設）の推進に努めます。

「ファシリティマネジメント」とは、所有する土地、施設等の資産を最適な状態で保有し、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう戦略的に運営していくための総合的な管理手法のことです。

「アセットマネジメント」とは、施設の維持管理・更新を確実に実施できるよう、その費用の最小化と平準化を図り、県民に良質のサービスを提供し続けることを目的とした管理手法のことです。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 公共施設等総合管理計画の推進	実施			改訂・実施
2 インフラ施設における個別施設計画に基づく計画的・効果的な保全業務の推進	実施			

② 県有財産の売却・貸付け等の推進

実施方針

未利用財産の売却を推進するため、売却物件に関する情報を積極的にPRしながら、入札を継続的に実施するとともに、宅建業者による媒介制度やインターネット公有財産売却システムの利用など民間のノウハウを活用します。

また、売却が困難な物件や庁舎等の空きスペースの貸付けを推進するとともに、県有施設等へのネーミングライツの活用を検討します。

「ネーミングライツ」とは、県有施設等に企業名や商品名などを冠した「愛称」を付ける権利です。ネーミングライツを取得した企業（スポンサー企業）は、県にその対価（ネーミングライツ料）を支払います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 未利用財産の売却・貸付	実施			
2 県有施設等へのネーミングライツの活用	実施			

数値目標

項目	実績値		目標値			
	R 3	現況値 (R 4)	R 5	R 6	R 7	R 8
未利用財産の売却 (千円)	165,999	377,072	400,000 (4年間の累計額)			

③ 産業振興に資する知的財産権の取得と活用促進**実施方針**

県内産業の潜在力を発揮し、競争力を強化するため、社会ニーズに対応した質の高い新技術や新品種等の研究開発を進めるとともに、技術流出や模倣による利益損失を防止するため、これらの新技術等について知的財産権の取得に取り組みます。

また、これらの権利化した知的財産について、技術移転や普及実用化を進め、積極的な活用を促進することにより、県内産業の振興に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	R 5	R 6	R 7	R 8
1 社会ニーズに対応した新技術・新品種等の研究開発	実施			
2 保護すべき新技術等に係る知的財産権の取得	実施			
3 権利化した知的財産の活用促進	実施			

第3 財政健全化指針

1 基本的な考え方

本県においては、平成16年度から平成30年度までの四期（15年間）にわたり歳入・歳出両面から財政改革に取り組むとともに、令和元年度には財政健全化指針を定め、引き続き健全な財政運営に努めてきました。

また、この間、消費税、地方消費税等の引上げや地方法人課税の偏在是正措置等により、県税や地方交付税等の標準財政規模が一定程度増加しています。

その結果、財政関係2基金（財政調整積立金、県債管理基金）の残高確保や普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を除く県債残高の抑制など一定の成果を挙げてきました。しかし、団塊の世代の後期高齢者への到達に伴う社会保障関係費の更なる増大をはじめ、感染症や大規模な自然災害への対応、公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催に伴う経費など、今後、多額の財政負担が見込まれます。

さらに、国は、財政健全化を進めるにあたり、国と地方が足並みを揃えた取組を求めており、自主財源が乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金などに依存する本県の財政を取り巻く環境は、依然として予断を許さない状況にあります。

しかし、このような状況にあっても、人口減少や地域経済の活性化など、本県が抱える課題に的確に対応していかなければなりません。このため、財政健全化指針を見直し、歳入・歳出の両面から不断の取組を進めます。

なお、本指針に基づく具体的な取組については、毎年度発出する当初予算編成に係る方針等において示すこととします。

2 財政健全化指針

(1) 歳入

① 県税

適正な課税、徴収率の向上及び滞納縮減に努め、積極的な税収確保に取り組むとともに、産業振興をはじめとする地方創生の取組等による税源の涵養を通じて、中・長期的な税収の増加を図ります。また、国に対して、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築について要望していきます。

② 地方交付税

財源調整機能・財源保障機能の充実・強化のために、法定率の引き上げ等による総額の確保をあらゆる機会を通じて、国へ強く求めています。また、本県をはじめとする財政基盤が脆弱な地方の実情に応じた算定が行われるよう要望していきます。

③ 県債

金融情勢の先行きが不透明な中、今後多額の財政負担が見込まれることから、交付税措置のある有利な県債の活用や世代間の負担の公平性に配慮した適切な償還期間の設定により、後年度の公債費負担の低減化・平準化を図ります。さらに、調達手段の多様化、調達コストの適正化等にも積極的に取り組みます。

④ その他の歳入確保の取組

県有地貸付などの財産収入、ネーミングライツ収入、宝くじ収入等の積極的な確保に努めるとともに、寄附による税制上の優遇措置の活用についても更なる歳入確保に繋がるよう検討を進めます。また、特定目的基金については、基金の設置目的、設置期間を踏まえ、適正かつ計画的に活用します。さらに、税外収入の未収金についても、整理計画等を策定し、積極的な回収を図ります。

⑤ 全国知事会と一体となった要望活動

地方交付税などの地方一般財源の確保・充実や、地方税体系の構築などについては、全国的な課題を踏まえつつ、本県の実情を反映した内容となるよう工夫するとともに、全国知事会と一体となって国に強く働きかけ、その実現を図ります。

(2) 歳出

① 人件費

適正な定員管理・給与管理を行い、総人件費の伸びを抑制します。定年年齢の段階的引上げに伴う、令和5年度から令和13年度までの間の退職手当の平準化のため、退職手当基金を設置するとともに、行政需要の増加等については、ICTを活用した業務効率化や民間委託、職員の適正配置等により対応します。

② 投資的経費

ア 公共事業

公共事業については、地域経済への影響を勘案しつつ、緊急性や費用対効果、建設ICTの活用、各インフラ施設の長寿命化計画等を踏まえ、コスト縮減を図ります。また、国の予算編成の動向等を注視し、国庫補助制度や有利な県債を積極的に活用します。

イ 防災・減災、国土強靱化対策

南海トラフ地震をはじめ大規模自然災害の発生による甚大な被害が想定されることから、「宮崎県国土強靱化地域計画」に基づき、県民の人命・財産の保護を最大限図るための施策に重点的に取り組みます。

ウ 公共施設老朽化対策

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づくエリアマネジメントにより、施設の最適な配置や有効活用、総量の最適化を図ります。また、長寿命化を推進し、将来の財政負担の低減化・平準化を図ります。

エ 施設整備

新たな施設整備については、県民にとって必要性が特に高く、緊急性のあるものに限り実施するとともに、宮崎県PPP/PFI手法導入優先的検討規程（平成30年1月施行）に基づき、整備後の維持管理・運営も含めた民間活力の活用についても検討します。

③ 社会保障関係費

県民の健康維持・増進を図る取組を積極的に推進し、医療や介護に要する経費の適正化等を通じて、年々増高する社会保障関係費の伸びの抑制に努めます。また、地方財政計画への適切な反映及び地方負担への財政措置等を国に対して要望していきます。

④ 大規模大会等開催経費

本県において開催される大規模大会等の開催経費については、市町村や関係団体等との役割分担を明確にした上で適切な経費負担となるよう努めるとともに、地方負担への財政措置等を国に対して要望していきます。

(3) その他

① 事務事業の見直し

毎年度、全ての事務事業について、ゼロベースで徹底した見直しを行い、既に事業目的を概ね達成しているものや、事業効果、必要性、緊急性が低下しているもの等については、原則廃止とします。また、見直しによって得られた財源を、県政運営上の重要施策に振り向けるなど、引き続き施策と財源の「選択と集中」を進めていきます。さらに、効果的な事業の実施を図るため、事業の構築にあたっては、事業と関連性の高い指標（KPI）を設定し効果の検証や課題等の分析を行い、事業期間中も毎年度の成果を踏まえて継続的に改善に努めるなど、予算の質を高める取組を行います。

② 執行段階での経費節約

行政運営上、最低限必要となる旅費や需用費、役務費等について、適正な予算額となるよう常に精査するとともに、執行段階での経費節約を徹底します。

3 財政健全化に係る目標

指針を遵守することにより、更なる財政健全化を進め、以下の目標達成を目指します。

(1) 財政関係2基金の残高確保

当初予算における収支不足及び突発的な危機事象の発生等に対応するため、財政関係2基金（財政調整積立金、県債管理基金）の残高について、これまでと同水準を確保します。

(2) 県債残高の抑制

世代間の負担の公平性を図るため、県債残高（元利償還金の全額に対して交付税措置のある臨時財政対策債を除く）について、これまでの水準を大きく上回ることはないよう抑制します。

(3) 健全化判断比率の維持

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）について早期健全化基準等を上回ることがないように適正な数値を引き続き維持していきます。

4 財政見通しの公表

地方税財政に係る制度改正や、多額の財政負担が生じる事業の実施などによる本県財政への長期的な影響を予測した上で、適確な予算編成を行っていくため、今後10年間の財政見通しを県民に分かりやすく作成し、公表します。また、作成した財政見通しは、国の制度改正や本県の予算編成の状況を踏まえ、毎年度更新します。

参 考 资 料

「みやぎ行財政改革プラン（第四期）」の数値目標一覧

数値目標の名称		現況値	目標	頁
		令和4年度	令和8年度	
1	知事部局等職員数	R5.4.1 3,811人	R9.4.1 約3,900人	9
2	供給電力量（電気事業）	479,144千kwh	369,000千kwh 以上	11
3	契約水量（工業用水道事業）	98,180m ³ /日	98,000m ³ /日 以上	
4	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設利用者数 （地域振興事業）	27,289人	31,500人以上	
5	病院事業全体での経常収支比率	R3年度 100.1%	98.3%以上	
6	病院事業全体での医業収支比率	R3年度 84.2%	92.2%以上	
7	知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合	R5.4.1 19.1%	R9.4.1 20.0%	22
8	教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性の割合	R5.4.1 30.4%	R9.4.1 40.0%	
9	県とNPO・ボランティア等との協働事業件数	184件	215件	26
10	指定管理者制度導入施設における利用者数	2,762,642人	3,380,000人	27
11	県政情報の認知度	93.1%	100.0%	31
12	広報活動に対する満足度	62.9%	70.0%	
13	知事とのふれあいフォーラムの開催回数	8回	10回	32
14	審議会等における公募委員の比率	7.3%	10.0%	33
15	審議会等における女性委員の比率	43.9%	50.0%	
16	県の行財政改革についての認知度	28.1%	50.0%	35
17	県の行政機関における対応についての満足度	81.0%	90.0%	
18	共通納税システムの利用率	9.7%	50.0%	37
19	税務手続における電子申告・電子申請対象手続の件数	6件	15件	
20	ひなたGISへの新規掲載データ数（累計）	41件	72件	38
21	RPA、AI等のICTの活用による作業削減時間	10,600時間	24,000時間	40
22	職員のワーク・ライフ・バランスの実現度 （知事部局）	61.5%	70.0%	41
23	庁内の働き方や仕事の進め方に対する満足度 （知事部局）	62.8%	70.0%	
24	男性職員の育児休業取得率（知事部局）	44.0%	85.0%	42
25	照明のLED化（累計）	2棟	11棟	44
26	個人県民税（均等割・所得割）滞納繰越調定額の割合	R3年度 2.3%	2.0%	47
27	自動車税種別割納期納付率（件数ベース）	84.8%	87.2%	
28	県庁の温室効果ガス排出量	R3年度 52,867t-CO2	48,242t-CO2	48
29	未利用財産の売却	377,072千円	推進期間での累計額 400,000千円	50

数値目標の解説

ページ	数値目標の項目名	
		目標項目の説明
		目標値の考え方
9	○知事部局等職員数	<p>各年度の4月1日時点における知事部局等（知事部局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会、海区漁業調整委員会事務局）の職員数。</p> <p>令和5年4月1日現在の知事部局等の職員数は3,811人となっているが、令和9年に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会をはじめ、社会経済情勢の変化や危機事象への対応、県勢発展に向けた取組等に伴う新たな行政需要等を踏まえ、令和9年4月1日現在における知事部局等の職員数目標を3,900人程度に設定することで、県民サービスの水準維持、社会情勢の変化等を反映した適正な定員管理につなげる。</p>
1 1	○供給電力量（電気事業）	<p>k Wは電力を表す単位であり、機器の能力を示す（仕事率）。1k Wの装置が1時間に発生するエネルギーを1k W h（キロワット時）と表示し、電力量を表す単位として使用する。</p> <p>県所有の14発電所において供給する電力量目標を、年間369,000kWh以上とし、売電による営業収益をおよそ34億円以上と見込んでいる。今後、実施する綾第二発電所の更新工事による停止などに伴い、電気事業は、令和9年度までは赤字の見込みであるが、一定の営業収益を確保することで、その後の健全経営を維持する。</p>
1 1	○契約水量（工業用水道事業）	<p>工業用水の利用者が公営企業管理者と契約（覚書）を結んだ水量。</p> <p>工業用水の1日当たり契約水量の目標を98,000m³以上とし、契約水量の維持確保に努め、低廉な料金で安定的に工業用水を給水することで、県北地域の産業振興の一翼を担う。</p>
1 1	○一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設利用者数（地域振興事業）	<p>地域振興事業で運営している一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の年間利用者数。</p> <p>毎年度の利用者数目標を31,500人以上とし、利用者数の確保に努めることで、施設運営の維持を図る。</p>
1 1	○病院事業全体での経常収支比率	<p>経常収益（医業収益＋医業外収益）から経常費用（医業費用＋医業外費用）を割った数値。 経常的に発生しない特別利益や特別損失の影響を除いた収支を見る指標。</p> <p>「宮崎県病院事業経営計画2021」（計画期間R3～R7）で設定された数値目標に基づき、令和8年度において98.3%以上と設定する。 目標達成に向け、県立病院の機能強化・経営健全化に資する取組を推進し、県民に高度で良質な医療を安定的に提供する。</p>

ページ	数値目標の項目名
	目標項目の説明
	目標値の考え方
1 1	<p>○病院事業全体での医業収支比率</p> <p>医業収益から医業費用を割った数値。 一般会計繰入金の影響を受けにくい経営指標で、病院の本来業務による収支を見る指標。</p> <p>「宮崎県病院事業経営計画2021」（計画期間R3～R7）で設定された数値目標に基づき、令和8年度において92.2%以上と設定する。 目標達成に向け、県立病院の機能強化・経営健全化に資する取組を推進し、県民に高度で良質な医療を安定的に提供する。</p>
2 2	<p>○知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合</p> <p>知事部局職員の副主幹ポスト職以上の職員数に占める女性職員の割合。</p> <p>令和9年4月1日現在において、20%を目標とする。 副主幹ポスト職以上の配置が想定される年齢層に占める女性職員の割合を勘案し、目標値を設定する。 知事部局職員の副主幹ポスト職以上の職員数に占める女性職員の割合が増加することにより、女性職員の活躍推進が図られる。</p>
2 2	<p>○教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性の割合</p> <p>教頭以上及び主要なポスト職（教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事）の職員数に占める女性の割合。</p> <p>令和9年4月1日現在において、40%を目標とする。 現在の教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性の割合並びに今後の登用見込みを勘案し、目標値を設定する。 今後も、学校経営を多面的・多角的な視点から充実させるとともに、学校経営に女性が十分に参画できる環境を整えるために女性の登用推進を図る。</p>
2 6	<p>○県とNPO・ボランティア等との協働事業件数</p> <p>各年度におけるNPOやボランティア団体、市民活動団体、地縁組織と協働して実施した事業（委託、補助、共催、事業協力）に該当するものの合計。</p> <p>令和4年度末において184件であったことから、年5件程度の増加を目指し、令和8年度末において、215件を目標とする。 県がNPOなどの多様な主体との協働を推進し、多様化・複雑化する地域課題に迅速かつ的確に対応する。</p>
2 7	<p>○指定管理者制度導入施設における利用者数</p> <p>指定管理者制度導入施設における利用者数。</p> <p>コロナ禍で大幅に減少した利用者数 約276万人（R4年度）をコロナ禍前の水準に持ち直すため、令和8年度において年間338万人を目標とする。 民間のノウハウを活用し公の施設を管理運営することにより、県民サービスのさらなる向上を図り、県民の福祉の増進につなげる。</p>

ページ	数値目標の項目名
	目標項目の説明
	目標値の考え方
3 1	○県政情報の認知度 <p>県が発信している県政情報の県民の認知度（県民意識調査の結果）。</p> <p>令和4年度の調査結果が93.1%であることから、一層の広報により令和8年度に100%とすることを目標とする。 目標値を達成することで、より多くの県民の県政に対する認知度が増すこととなる。</p>
3 1	○広報活動に対する満足度 <p>県の広報活動により求められる県政情報を得られているとする県民の満足度（県民意識調査の結果）。</p> <p>令和4年度の調査結果が62.9%であることから、一層の効果的な広報により令和8年度に70%とすることを目標とする。 目標値を達成することで、より多くの県民に向けて望んでいる情報を届けることができるようになる。</p>
3 2	○知事とのふれあいフォーラムの開催回数 <p>知事とのふれあいフォーラムの「地域版」（各市町村ごとに地域住民との意見交換を実施）及び「分野版」（特定のテーマを設定しその分野の方々と意見交換を実施）の開催回数。</p> <p>毎年度10回開催することを目標とする。 目標値を達成することで、対話と協働によるみやぎづくりをより深めることができるようになる。</p>
3 3	○審議会等における公募委員の比率 <p>公募が可能な審議会等における各年度末時点の総委員数に占める公募委員数の割合。</p> <p>対象となる審議会等は令和5年3月時点で41機関が設置されている。審議会等における総委員数は615人であり、そのうち公募委員の数は45人で、総委員数に占める割合は7.3%となっている。 公募委員の登用を一層推進し、令和8年度末までに公募委員の割合10%を達成することにより、県民の意見を幅広く県政に反映させる。</p>
3 3	○審議会等における女性委員の比率 <p>審議会等における各年度末時点の総委員数に占める女性委員数の割合。</p> <p>対象となる審議会等は令和5年3月時点で97機関が設置されている。審議会等における総委員数は1,308人であり、そのうち女性委員の数は574人で、総委員数に占める割合は43.9%となっている。 女性委員の登用を一層推進し、令和8年度末までに女性委員の割合50%を達成することにより、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、県民の意見を幅広く県政に反映させる。</p>

ページ	数値目標の項目名
	目標項目の説明
	目標値の考え方
3 5	<p>○県の行財政改革についての認知度</p> <p>県が行財政改革に取り組んでいることについての県民の認知度（県民意識調査の結果）。</p> <p>全ての県民に県の行財政改革を認知してもらうことを目指すが、令和4年度における認知度が28.1%であったことから、段階的に認知度を高めていくこととし、令和8年度における認知度の目標を50%とする。 県民に行財政改革の取組を認知してもらうことで、県民本意の行財政改革の取組の推進を図る。</p>
3 5	<p>○県の行政機関における対応についての満足度</p> <p>県の行政機関における対応（窓口や電話での対応など）についての県民の満足度（県民意識調査の結果）。 ※「わからない」と回答された件数を除いて算出。</p> <p>全ての県民が行政機関における対応について満足してもらうことを目指すが、令和4年度における満足度が81.0%であったことから、段階的に満足度を高めていくこととし、令和8年度における満足度の目標を90%とする。 丁寧な窓口対応や行政手続の簡素化を進め、県民にとって質の高い行政サービスの提供を実現する。</p>
3 7	<p>○共通納税システムの利用率</p> <p>自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税、法人県民税、法人事業税、鉦区税、利子割県民税、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割の全納税件数に占める地方税共通納税システムを経由した納税件数の割合。</p> <p>令和4年度時点において共通納税（電子納税）の利用率は、法人二税が9.4%、利子割県民税等の金融所得課税が10.5%となっている。令和5年度より、自動車税種別割をはじめとして本県が発行する納付書には全て地方税統一QRコード等を付することになった。これにより、多くの税目でペイアプリやクレジットカード等での納付が可能となり納税者の利便性が向上することから、令和8年度における共通納税の利用率を50%と設定する。</p>
3 7	<p>○税務手続における電子申告・電子申請対象手続の件数</p> <p>税務手続において、電子による申告・申請が可能となった手続きの件数。</p> <p>県における税務手続の項目としては46項目あり、令和4年時点においては、法人県民税・事業税や利子割県民税など6件の申告及び申請制度について電子手続が可能となっている。今後も年間2件程度の手続を追加し、令和8年度時点では15件を目標として、対象手続の件数を増やすことで、県民の利便性向上を図る。</p>

ページ	数値目標の項目名	
		目標項目の説明
		目標値の考え方
38	○ひなたGISへの新規掲載データ数（累計）	
	ひなたGISに追加掲載するデータ数の累計。	
	令和8年度までに72件（年8件程度の追加）のデータを掲載することを目指し、県民や事業者等は、より多くの情報を容易に地図上に追加して確認することが可能となり、暮らしや防災等に関するサービス向上が見込まれる。	
40	○ORPA、AI等のICTの活用による作業削減時間	
	各ICTツールの導入により削減された作業時間。	
	毎年度3,000時間削減効果を増加させ、令和8年度において年間24,000時間（R4の県職員の平均給与で換算すると、約5,760万円に相当）の削減を目標とする。	
41	○職員のワーク・ライフ・バランスの実現度（知事部局）	
	知事部局で実施するアンケートで、ワーク・ライフ・バランスが「十分に」又は「どちらかといえば」実現していると回答した職員の割合。	
	全ての職員のワーク・ライフ・バランスが実現されることを目指すものであるが、令和4年度における満足度が61.5%であったことから、段階的に満足度を高めていくこととし、令和8年度における満足度の目標を70%とする。 子育てや介護に関する各種休暇制度の積極的な取得や地域活動への参加により、多様な生き方を選択・実現できる職場環境を整備する。	
41	○庁内の働き方や仕事の進め方に対する満足度（知事部局）	
	知事部局で実施するアンケートでの庁内の働き方や仕事の進め方に対する満足度（加重平均値）。	
	全ての職員が庁内の働き方や仕事の進め方について満足度を持つことを目指すものであるが、令和4年度における満足度が62.8%であったことから、段階的に満足度を高めていくこととし、令和8年度における満足度の目標を70%とする。 ICT等の活用による業務の迅速化・効率化をはじめ、テレワークの推進による柔軟な働き方の推進により、職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを実現する。	
42	○男性職員の育児休業取得率（知事部局）	
	知事部局において、育児休業取得可能な男性職員のうち育児休業を新規取得した男性職員の割合。	
	令和8年度において85%とすることを目標とする。 国において、男性職員の育児休業取得率の大幅な引上げが議論されており、県においても強力に進めていく必要があることから上記目標とする。 男性職員の育児休業取得率が向上することにより、性別にかかわらず仕事と子育てを両立しながら、その能力を最大限発揮できる。	

ページ	数値目標の項目名		
		目標項目の説明	
		目標値の考え方	
4 4	○照明のLED化（累計）		
	本庁舎域対象庁舎のLED化改修工事の実施。		
	令和8年度までに本庁舎域庁舎11棟の改修完了を目標とする。 （※本庁舎域の全ての庁舎のLED化を目標として設定。） 目標を達成することで、照明消費電力量の50%以上を削減できる。		
4 7	○個人県民税（均等割・所得割）滞納繰越調定額の割合		
	個人県民税（均等割・所得割）の現年課税額と滞納繰越調定額の合計に対する滞納繰越調定額の割合。		
	令和8年度において2.0%とすることを目標とする。 （※滞納分の徴収だけでなく納税の緩和制度の活用など滞納整理業務に適切に取り組む指標として設定。） 滞納繰越調定額を減少させることで、現年課税額の徴収に丁寧に対応することができ、徴収率の向上及び未済額の圧縮につながる。		
4 7	○自動車税種別割納期内納付率（件数ベース）		
	定期課税件数（調定台数－返戻）における納期内納付件数の割合。		
	令和8年度において87.2%とすることを目標とする。 （※県民にとって最も身近な県税である自動車税種別割の納期内納付を指標として設定。） 納期内納付を推進していくことで、県民の自主納税意識の醸成を図ることができ、また、当該割合の向上は、県税収入の確保に資することになる。		
4 8	○県庁の温室効果ガス排出量（t-CO2）		
	県庁で使用する電気、燃料（ガソリン、軽油等）の使用量に基づき算出する温室効果ガスの排出量。		
	国の地球温暖化対策計画を踏まえて策定した「第5期県庁地球温暖化対策実行計画（計画期間R3～R7）」において、県庁の事業活動に伴って排出される温室効果ガスを令和12年度までに、平成25年度比で39.8%減となる46,739t-CO2に削減する目標を設定しており、その達成に向けて令和8年度時点の目標値を48,242t-CO2と設定する。 県庁が率先して温室効果ガスの排出量削減に取り組むことにより、県民や事業者、市町村等における脱炭素化の取組を促進する。		
5 0	○未利用財産の売却		
	未利用財産の売払収入。		
	個別施設計画に基づく用途廃止は年度によって数量の増減があるため、単年度での目標設定は行わず、推進期間累計で4億円の収入を目標とする。 （※期間中に入札に付す予定の県有財産の不動産鑑定評価額を考慮して設定） 未利用財産の売却により、県の収入増と売却するまでの維持管理費の削減が図られ、県の財政負担の軽減に資することになる。		

宮崎県総合計画

長期ビジョン
令和22年（2040年）を展望

【基本理念】安心と希望の未来への展望

将来像1	将来像2	将来像3
一人ひとりが生き生きと活躍できる社会	安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会	力強い産業と魅力ある仕事があり、安心して働ける社会

未来に必要な5つの要素（キーワード）

持続可能性	デジタル・先端技術・イノベーション	
人材力	地域力	きずな・つながり

今後の方向性

1	人口減少を前提とした安心して暮らせる地域社会の維持
2	くらしを支え、未来を拓く産業づくり
3	人生を豊かに過ごせる地域づくり
4	将来の人口安定化に向けた社会づくり

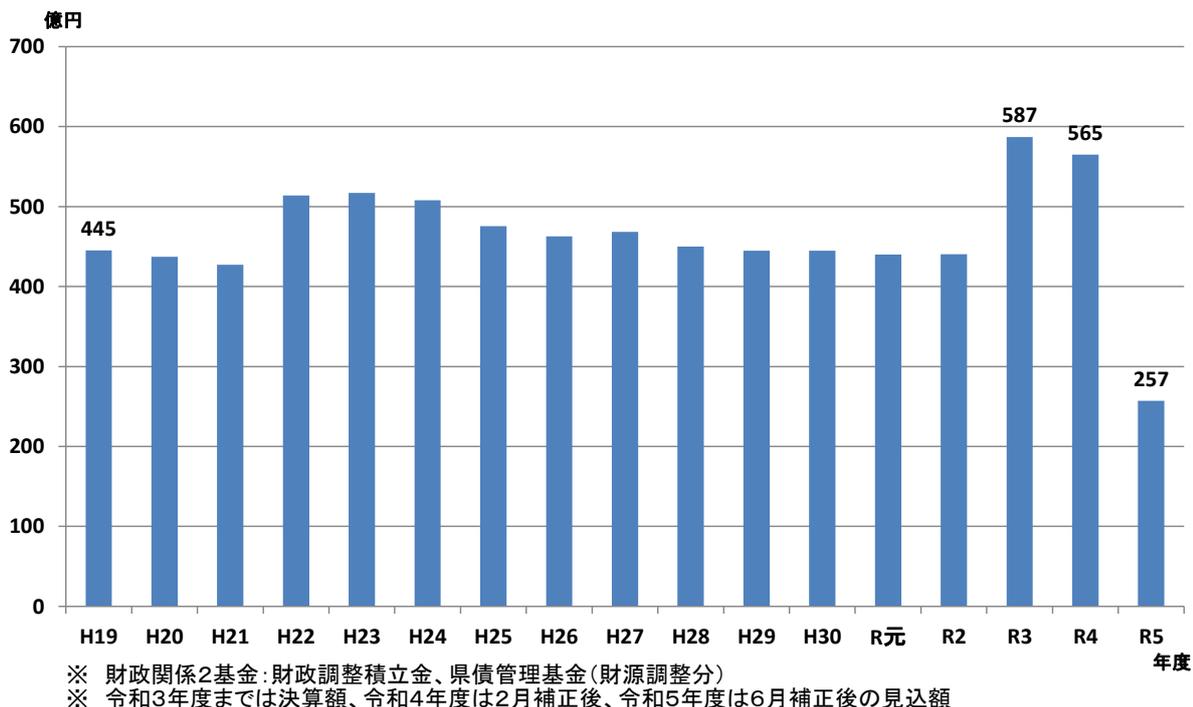
知事の政策提案

アクションプラン
(令和5年度～8年度)

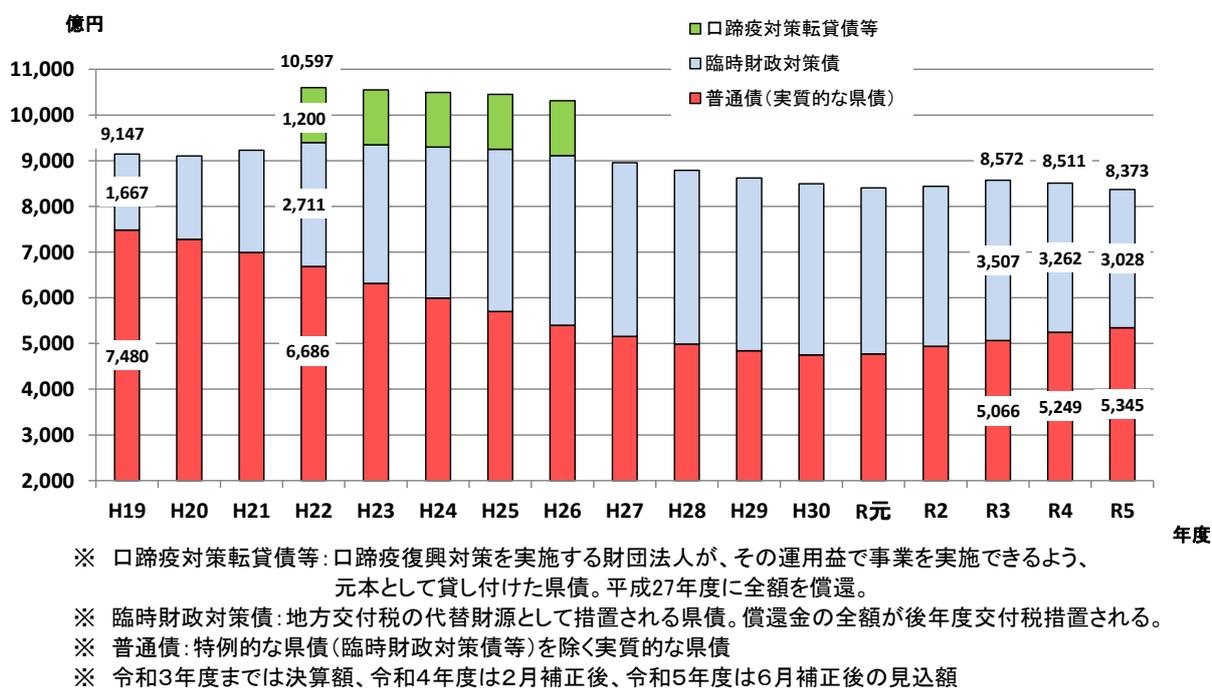
長期ビジョン・知事の政策提案の実現に向けた4年間の実行計画

各部門別計画等

1 財政関係2基金残高の推移



2 県債残高の推移



宮崎県行財政改革推進本部設置要綱

平成7年2月6日
総務部

(目的)

第1条 行財政改革の推進を図るため、宮崎県行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政改革の方針の策定に関すること。
- (2) その他行財政改革に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 本部の事務を補助するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務部人事課行政改革推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

区 分	職 名
本 部 長	知事
副本部長	副知事
本 部 員	総合政策部長 総合政策部政策調整監 総務部長 総務部危機管理統括監 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長

区 分	職 名
本 部 員	農政水産部長 県土整備部長 会計管理者兼会計管理局長 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長 人事委員会事務局長 監査事務局長 労働委員会事務局長

別表第2（第5条関係）

区 分	職 名
幹 事 長	総務部次長(総務・市町村担当)
副幹事長	総務部次長(財務担当)
幹 事	総合政策部総合政策課長 総務部総務課長 総務部人事課長 総務部人事課行政改革推進室長 総務部財政課長 総務部危機管理局危機管理課長 福祉保健部福祉保健課長 環境森林部環境森林課長

区 分	職 名
幹 事	商工観光労働部商工政策課長 農政水産部農政企画課長 県土整備部管理課長 会計管理局会計課長 企業局総務課長 病院局経営管理課長 教育庁教育政策課長 警察本部警務課長 人事委員会事務局総務課長 監査事務局監査第一課長 労働委員会事務局調整審査課長

宮崎県行財政改革懇談会設置要綱

平成7年5月19日
総務部

(設置)

第1条 行財政運営全般にわたり有識者から広く意見を求め、本県における行財政改革の推進に資するため、宮崎県行財政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県が行財政改革に関する大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革の推進に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、委員14人以内で構成する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 懇談会は、知事が招集する。

2 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は、懇談会を主宰する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

5 知事は、必要があると認めるときは、知事が指定する特定の委員のみによる部会を開催することができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、宮崎県総務部人事課行政改革推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。



みやざき行財政改革プラン（第四期）

発行 宮崎県総務部人事課行政改革推進室

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-32-4473

FAX 0985-26-7345

E-mail jinji-gyoseikaikaku@pref.miyazaki.lg.jp